

政法第1511号-1
答申第410号
平成27年8月13日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年11月19日付け総第853号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第501号

平成22年4月12日付けで異議申立人から提起された、平成22年2月5日付け総第1939号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成22年2月5日付け総第1939号の行政文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）による「開示しない部分」に関する不開示決定（以下「本件決定」という。）中、次の異議申立ての理由で述べる不開示部分「a」から「o」までの部分に関する不開示決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は、平成22年1月6日付けで実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成21年に発覚したいわゆる不正経理問題で、平成21年1月1日以降において、免職、停職及び減給の懲戒処分を受けた職員に関する下記の①から⑥までの文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 千葉県経理問題特別調査外部審査委員会の調査に基づき懲戒処分を受けた被処分者について、同委員会から千葉県又は千葉県知事宛てになされた被処分者の懲戒処分理由等が記載された報告文書（平成21年9月9日及び12月18日に公表された経理問題特別調査結果報告書には被処分者の氏名が記載されておらず、また処分すべき理由が抽象的にしか記載されておらず、これら2通の報告書を知事が受領しても処分手続は不可能であることから、懲戒処分に関しては別に文書が作成されている筈である。）
- ② 懲戒処分発令のために懲戒処分担当部署が作成した懲戒処分の種類とその理由（事由）等を記載した起案書
- ③ 千葉県職員の懲戒の方法及び効果に関する条例第3条に基づき、被処分者に交付した処分を記載した書面の控え
- ④ 地方公務員法第49条第1項に基づき、被処分者に交付した処分の事由を記載した説明書の控え
- ⑤ その他、被処分者に関し前記③の書面を交付するまでに懲戒処分手続上作

成された文書一切

⑥ マスコミに提供した文書

本件通知書はこのうち②、③、④、⑤の文書に関する決定であり、本件異議申立てもこれら文書に関するものである。

(2) 実施機関は、本件通知書により、②の文書については「起案書」と、③の文書については「辞令の控え」と、④の文書については「処分説明書の控え」と、⑤の文書については「手続上作成された文書」とそれぞれ名称を付し、また、この⑤「手続上作成された文書」には「本人確認項目」と「判決文の写しの送付について」という文書が存在することを認めた上で、これらの文書について以下のとおり決定した。

(3) 上記②「起案書」について

ア 職員〇〇〇〇に係る起案書（総秘第1604号-1～4）の添付書類の「伺い文」について、このうち本文上から10行目の約10文字を伏せて（以下「不開示部分a」という。）その余を開示した。

なお、ここにはいかなる種類の情報が記載されているか不明であり、従って異議申立人は不開示の根拠の妥当性について判断できない。

イ 所属部署と氏名を不開示とした職員に係る起案書（総秘第1640号—1～3）の「伺い文」について、このうち本文1行目の所属部と氏名の部分を伏せ（以下「不開示部分b」という。）、別記とした「(案の1)」の「あて」欄を伏せて（以下「不開示部分c」という。）、別記とした「(案の2)」の「あて」欄を伏せて（以下「不開示部分d」という。）、その余を開示した。

ウ その余の職員に関する「起案書」については、すべて不開示とした（以下「不開示部分e」という。）

なお、この不開示部分については、職員何人分の「起案書」があり、何故それらが不開示となっているのか全く不明である。

(3) 上記③「辞令の控え」について

ア 職員〇〇〇〇にかかる「辞令の控え」は開示した。

イ 前記起案書で所属部署と氏名を不開示とした職員に係るとされる「辞令の控え」（平成21年12月18日付け停職発令の辞令）について、このうち氏名欄を伏せ（以下「不開示部分f」という。）、停職期間の始期日を伏せ（以下「不開示部分g」という。）、停職期間の終期日を伏せ（以下「不開示部分h」という。）、その余を開示した。

ウ その余の職員に関する「辞令の控え」については、すべて不開示とした（以

下「不開示部分 i」という。)

なお、この不開示部分については、職員何名分の「辞令の控え」があり、何故それらが不開示となっているのか全く不明である。

(4) 上記④「処分説明書」について

ア 職員〇〇〇〇に係る「処分説明書」は開示した。

イ 前記起案書で所属部署と氏名を不開示とした職員（停職処分を受けた職員）に係るとされる「処分説明書」について、このうち所属部署を伏せ（以下「不開示部分 j」という。）、氏名を伏せ（以下「不開示部分 k」という。）、停職期間の始期日を伏せ（以下「不開示部分 l」という。）、停職期間の終期日を伏せ（以下「不開示部分 m」という。）、その余を開示した。

ウ その余の職員に関する「処分説明書」については、すべて不開示とした（以下「不開示部分 n」という。)

なお、この不開示部分については、職員何名分の「処分説明書」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

(5) 上記⑤「手続上作成された文書」のうち「本人確認項目」について

ア 職員〇〇〇〇に係る「本人確認項目」は開示した。

イ 前記起案書で所属部署と氏名を不開示とした職員を含め、その余の職員に関する「本人確認項目」は全て不開示とした（以下「不開示部分 o」という。)

なお、この不開示部分については、職員何名分の「本人確認項目」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

(6) なお、新聞報道によれば、平成21年6月29日、〇〇〇〇と〇〇〇〇が懲戒免職処分を受けているが、両名に関する情報が公開されていない。

異議申立人は、「平成21年1月1日以降」の処分に関する文書の開示を請求しており、両名に関する情報は開示漏れであると思われるが、これらの情報についても不開示決定の対象（従って、前記各不開示部分に含まれる。）となったものとして、異議申立ての対象とする。

(7) 以上の不開示部分について、実施機関は条例第8条第2号及び第3号に定める情報であるとするが、いずれも不開示事由に該当する情報ではない。

(8) よって、上記不開示部分「a」から「o」の部分に関する不開示決定の取り消しを求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会が行った実施機関からの理由

の聴取に基づくと、本件決定に係る実施機関の説明はおおむね以下のとおりである。

1 対象行政文書について

(1) 本件開示請求によって特定した対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）は以下のとおりである。

ア 懲戒処分発令のために懲戒処分担当部署が作成した懲戒処分の種類とその理由（事由）等を記載した起案書（以下「対象文書1」という。）

イ 千葉県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条に基づき、被処分者に交付した処分を記載した書面の控え（以下「対象文書2」という。）

ウ 地方公務員法第49条第1項に基づき、被処分者に交付した処分の事由を記載した説明書の控え（以下「対象文書3」という。）

エ その他、被処分者に関し前記イの書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書一切（なお、当文書に係る異議申立てはなされていない。）

2 不開示理由について

(1) 対象文書1の不開示部分aについて

ア 不開示部分aについては、伺い文（起案書（その2））の中で、職員の処分に関する情報として記載されており、当該情報を開示すると、当該職員の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

当該情報は、職員の処分に関する情報であるが、法令等の規定により又は慣行として公にすることを予定していない。

職員の非違行為に係る情報を公表することは、その者の権利利益が害されるおそれが生じるものであるが、一方で、同種非違行為事案の再発防止、他の職員の職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えます。

そのため、県では「職員の懲戒処分等に関する公表基準」（以下「公表基準」という。）を制定し、社会的影響の大きな事件については、所属名、氏名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要を公表しているが、当該情報については、公表の対象とはしていないものである。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニの該当性について

対象文書1に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当しないものである。

エ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

対象文書1に記載された当該職員の情報については、被処分者の処分歴に

係る情報であり、職務遂行に係る情報とは認められない。

(2) 対象文書1から3のb、c、d、f、j及びkについて

ア 条例第8条第2号本文該当性について

氏名は、特定個人が識別される情報であることは明らかである。また、所属名及び職名は、これを開示すると、特定の所属や被処分者の職名が明らかになり、既に開示されている、処分日、処分の内容、処分理由等のその他の情報により特定の個人を識別することができる可能性が高まるものである。

イ 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

上記(1)イのとおり、公表基準により報道発表を行うことがあるが、その場合でも、所属名及び氏名まで公にするケースとしては、社会的影響の大きな事件に限られており、本件決定で不開示とした者の氏名等は公表されておらず、法令等の規定により又は慣行として公にすることを予定されているものには該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニの該当性について

対象文書1に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

エ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

対象文書1に記載された当該職員の情報については、被処分者の処分歴に係る情報であり、職務遂行に係る情報とは認められない。

(3) 対象文書2及び3のg、h、l及びmについて

ア 条例第8条第2号本文該当性について

停職処分は、減給処分又は戒告処分とは異なり、処分があったことが外形的に現れるものであり、停職期間の始期及び終期が公になれば、既に開示されている処分日、処分の内容、処分理由等のその他の情報により、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者が誰であるかを特定することができ、当該職員の権利利益が侵害されるおそれが高まるものである。

イ 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

上記(1)イのとおり、公表基準により報道発表を行うことがあるものであるが、その場合でも、停職期間の始期及び終期については公表しておらず、慣行として公にすることを予定されているものには該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニの該当性について

本件文書2に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

エ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

本件文書2に記載された当該職員の情報については、被処分者の処分歴に係る情報であり、職務遂行に係る情報とは認められない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件決定は、上記第2の1のとおりである。また、本件開示請求は、第2の2(1)のとおりである。

2 異議申立てについて

異議申立人は、上記第2の2「異議申立ての理由」において述べる「不開示部分a～o」の開示を求めていると認められるので、当該部分の不開示決定の妥当性について以下検討する。

3 本件対象文書について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の処分に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属等とともに記載されていることから、文書全体が条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

非違行為事案を起こした職員の識別・特定に関する情報は、当該個人に係る非違行為歴として、個人の資質、人格又は名誉等に関わる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を保護する必要性は存在するものである。

しかし、県では上記第3の2の(1)イのとおり、公表基準を制定し、社会的影響の大きな事件については、氏名等(所属名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要等)を公表しているものと認められる。

したがって、公表後、相応の期間が経過した等特段の事情がある場合を除き、公表基準により公表された情報は、条例第8条第2号ただし書イに規定する公にされている情報に該当するものである。

(3) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

被処分者が公務員である場合、懲戒処分に係る情報は原則として当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えず、また、本件にあつては、横領等に関する事案であり、職務に係る部分はそもそも存在しないと認め

られることから、本件不開示部分に記載された情報が当該条項に該当するとは認められない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ロ及びニ該当性について

本件対象文書に係る情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

4 本件対象文書における不開示部分について

上記3で述べたことを基に、本件対象文書における不開示部分について、以下検討する。

(1) 不開示部分 a について

対象文書1を確認したところ、当該部分には被処分者の処分に関する情報が記載されている。

当該部分は、公表基準によって公表されている情報とは認められず、また、実施機関においても当該情報は慣行として公表していないとのことである。

また、実施機関が本件請求により、全部開示とした報道発表資料（以下「本件発表資料」という。）を見分したところ、当該情報の記載は認められなかった。

よって、当該情報は個人に関する情報であって、公表慣行性も認められないことから条例第8条第2号ただし書イに該当せず、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 不開示部分 b、c、d、f、j 及び k について

当該不開示部分には、被処分者の氏名、所属課名、職名が記載されている。

上記3(2)のとおり、県では公表基準に基づき、一定の非違行為を行った被処分者については、氏名等まで公表しているが、実施機関の説明によると、当該不開示部分に記載されている被処分者については、その非違行為の内容から、氏名等は報道発表されていないとのことである。

当審査会で本件発表資料を見分したところ、当該被処分者の情報として、健康福祉部本庁の職員であること、職の相当級、性別及び年齢は公表されているが、氏名、所属課名、及び職員の特定の職名は公表されていないことが認められる。

よって、不開示とした当該氏名等の情報は被処分者に係る個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であり、又、公表慣行性も認められないことから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 不開示部分 g、h、l 及び m について

当該不開示部分には、被処分者の停職期間の始期及び終期が記載されている。実施機関の説明によると、一般に、被処分者の停職の期間は公表しているが、具体的な停職期間の始期及び終期に係る情報は公表していないとのことであり、本件発表資料からもそのことは確認できる。

また、具体的な停職期間の始期及び終期は、これを公にすることにより、他の情報と照らし合わせることによって、被処分者を特定することができるものであると考えられる。

よって、当該情報は個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、又、公表慣行性も認められないことから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 不開示部分 e、i、n 及び o について

当該不開示部分に関する異議申し立ては、職員〇〇ら以外の職員の被処分者に係る「起案書」、「辞令の控え」、「処分説明書」、「本人確認項目」が開示されておらず、特定漏れを主張する趣旨であると認められる。

本件開示請求によって特定されるべき行政文書の範囲は、開示請求書の記載から「平成21年1月1日」から開示請求書の受付日である「平成22年1月6日」までの間に実施機関が作成または収受したものであって、「免職」、「停職」、「減給」（以下「免職等」という。）の懲戒処分を受けた者に関する行政文書に限定される。

実施機関の説明によれば、いわゆる不正経理問題で免職等で処分された職員の情報については、公表基準により全て公表されており、本件請求について特定漏れはなく、公表しない理由も特段存在しないとのことである。

ところで、異議申立人は、「新聞報道によれば、平成21年6月29日、農林水産政策課副主査だった職員〇〇〇〇と同〇〇〇〇が懲戒免職処分を受けているが、両名に関する情報が公開されていない。」と主張しているが当審査会で本件対象文書を確認したところ、両名の処分に係る起案書等は本件決定に含まれていることを確認した。

また、実施機関は、不正経理問題での管理監督者に対する処分に係る行政文書は本件請求に含まないことを異議申立人に確認しているとのことである。

よって、不正経理問題に関する被処分者の報道発表などの経緯を勘案すると、実施機関の説明に不自然な点はなく、本件対象文書に特定漏れは認められないと判断する。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、本件対象文書の不開示部分に係る実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月19日	諮問書の受理
平成25年1月22日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年4月20日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成27年5月25日	審議
平成27年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子暁	弁護士	
湊弘美	弁護士	

(五十音順：平成27年6月29日現在)